

## 5 バス乗降所

### チェックポイント

- ① バス乗降の際に支障となる段差はないか
- ② 上屋やひさしがあるか
- ③ 運行状況はわかりやすく案内されているか
- ④ 路線図や時刻表はわかりやすく表示されているか、点字表示があるか

### 公共交通移動等円滑化基準

第23条 バスターミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「バス車両用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- 三 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

### 【整備のポイント】

- ・路線バスは、最も身近な交通手段であり、障害者や高齢者にとって利用ニーズが高いと考えられます。このため、バス乗り降りの際に支障となる段差を解消することが重要です。
- ・安全のため、バスが進入する場所に接している乗降所には、注意喚起用の点状ブロックを敷設するなど、進入を防ぐ対策をしましょう。

### 【整備の手引き】

#### バス乗降所の構造

- ◎バス乗降所の幅は**180cm以上**とします。
- ◎バス乗降場と通路との間に**高低差がある場合は、スロープを設置**します。
- ◎スロープの勾配は、屋内では8%以下とし、屋外では5%以下とする。
- なお、屋内においても勾配は5%以下とすることが望まれます。
- ◎乗降場の**床の表面は、滑りにくいもの**とします。
- 防風および雨天を考慮し、可能な限り上屋やひさしを設けることが望まれます。

### 進入を防ぐ措置

- ◎乗降所において、バス等が通行したり停車したりする場所に接している部分には、安全のため、**柵、点状ブロック、その他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備**を設けます。

### 横断歩道

- ◎乗降場に行くために誘導車路を横切る必要がある場合は、横断歩道等を設け、安全に通行できるよう配慮します。

### 運行情報の案内

- 乗り場ごとに、行き先などの運行情報を点字・音声で表示するとともに弱視者に配慮した大きさや配色の文字で表示することが望まれます。
- 乗降場の時刻表（バスターミナル以外のバス停のものを含む。）には、ノンストップバス等の運行時間をわかりやすく表示することが望まれます。